

第1 情報環境の整備

I 基本的な考え方

● これまでの取り組みと課題

三鷹市では、「三鷹市地域情報化プラン2022」を平成24年3月に策定し、「ネットワーク・コミュニティによる課題解決や絆による価値の創造」、「行財政改革に向けた情報システムの実現」という地域と行政の課題解決の手段としての情報通信技術（以下「ICT」という。）の利活用の取り組みを進めました。

ICTの進化、インターネットの普及にしたがって、ICT利活用の機会と年齢層が拡大している中、より安全安心な地域社会の実現、より利便性の高い市民サービスの提供、市民間の豊かな情報交流の実現、情報セキュリティの確保や個人情報の保護、そして効率的で効果的なICTの活用が課題となっています。

● 施策の方向

日々進化しているICTの動向や社会経済状況の変動、国の制度や法令の改正等に柔軟に対応するため、4年毎に「地域情報化プラン2022」を改定し、取り組みを推進します。

推進にあたっては、「市民ニーズに適合したICTサービスの提供」、「費用対効果の検証を裏付けとしたICT」、「情報セキュリティを確保した市民から信頼されるICT」の視点に立った検証を行います。また、「民学産公」の協働による三鷹市地域情報化推進協議会等による市民意見を踏まえた検討を行い、市民の利便性の向上や安全安心、暮らしやすさ、三鷹らしさを実現していく手段としてのICTの活用とそれを支える情報基盤の確立に向け、取り組みます。

II まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
インターネットなどで届出・申請ができる手続きの種類	27種類	30種類	36種類	40種類

電子的に手続き可能な届出・申請の数値です。東京都の電子申請サービス及び電子調達サービスや市ホームページから直接申し込みができる手続きの他、全国に先駆けてスタートしたコンビニエンス・ストアにおける証明書発行などを加え、平成26年度には30種類となっています。今後も、費用対効果を考慮しながら順次拡大を図ります。

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
市ホームページのアクセス数	2,274,948件	2,712,200件	2,850,000件	3,000,000件

ホームページによる情報提供の状況を示す数値です。今後も各課が所有するデータや審議会の議事録などの市政情報や緊急情報等の迅速な提供を行うとともに、ウェブアクセシビリティ（注1）に配慮した、より一層誰もが使いやすいホームページをめざします。

（注1）ウェブアクセシビリティ：高齢者や障がい者といった、ホームページ等の利用になんらかの制約があったり利用に不慣れな人々を含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できることです。

Ⅲ 施策展開における協働と役割分担

● 市民、事業者・関係団体等の役割

- 市内のICT事業者や関係団体は、人財育成に努めるとともに、地域の課題解決に向けて、市と情報共有を行い、市民が利用しやすいICTの活用に向けた研究・開発等を行います。

● 市の役割

- 市は、市民が行政サービスを受ける際に、利便性の向上や安全安心、暮らしやすさ、三鷹らしさを実感できるような施策を実現していくための手段としてのICTの活用に取り組みます。
- 市は、「民学産公」の協働の組織である三鷹市地域情報化推進協議会における検討を行うとともに、地域の産業振興や情報産業の育成の視点を常に持ち、民間企業や関係団体への委託化や協働による取り組みを推進します。

Ⅳ 施策・主な事業の体系

1 計画の改定と推進

主要 主要事業 推進 推進事業

(1) 「地域情報化プラン2022」の改定と推進	主要	①「地域情報化プラン2022」の改定と事業の推進
--------------------------	----	--------------------------

2 ICTを活用した安全安心な生活環境の実現

(1) 防犯対策の充実・強化	推進	①青少年のスマートフォン等の安全な利用の促進
	推進	②安全安心メールの普及促進 ▶「第3部-第3-2 住環境の改善」参照
(2) 都市防災機能の高度化	主要	①災害情報・被災者支援システムの構築と運用 ▶「第3部-第4 災害に強いまちづくりの推進」参照
	推進	②通信手段の多重化と情報ネットワークの確立
(3) 三鷹中央防災公園・元気創造プラザに係る情報通信システムの構築	主要	①災害情報システムの構築
	主要	②施設予約等システムの構築
	主要	③健康・体力相談支援システムの構築

3 ICTを活用した地域社会の活性化の促進

(1) ICTを活用した地域課題の解決		①ICTを活用した地域課題の解決
(2) 都市型産業の育成・支援	推進	①情報関連・コンテンツ事業者の集積の推進 ▶「第2部-第3 都市型産業の育成」参照
(3) 人財育成と就業の支援	推進	①ICT人財の育成
(4) 移動における利便性の向上		①歩行者移動支援サービスの検討
(5) 地域コミュニティにおけるICTを利用した情報交流の充実	推進	①地域SNS（注2）等の普及促進と運用体制の充実

4 ICTを活用した魅力ある教育・生涯学習の推進

(1)	学校におけるICT利用環境の整備と活用	主要	①学校におけるICT利用環境の整備と活用 ▶「第6部-第3 魅力ある教育の推進」参照
(2)	コミュニティ・スクールにおける情報交流の充実	推進	①学校・家庭・地域間の連携の推進 ▶「第6部-第3 魅力ある教育の推進」参照
(3)	生涯学習における情報提供等の充実	主要	①三鷹ネットワーク大学推進機構との協働の推進 ▶「第8部-第1 コミュニティの展開と協働のまちづくりの推進」参照
(4)	図書館の利便性の向上	推進	①図書館システムの更新 ▶「第7部-第1 2 図書館活動」参照

5 情報提供の充実と行政手続きの利便性の向上

(1)	市政情報の提供の充実・情報バリアフリー化	主要	①オープンデータ（注3）、ビッグデータ（注4）の活用の検討と推進
		推進	②市政情報の提供における電子化の推進と情報提供手段の多様化
		推進	③学校・学園ホームページの充実とウェブアクセシビリティの向上 ▶「第6部-第3 魅力ある教育の推進」参照
		推進	④市ホームページのウェブアクセシビリティの向上
		推進	⑤広報紙、ホームページ等による情報提供の充実 ▶「第8部-第2 「21世紀型自治体」の実現と都市自治の確立」参照
		推進	⑥情報格差の是正
			⑦ソーシャルメディアやスマートフォン等の普及を見据えた情報提供のあり方の検討
(2)	総合窓口体制の充実・強化	推進	①よくある質問と回答（FAQ（注5））システムの利便性の向上
		推進	②ワンストップサービス（注6）の充実
(3)	行政手続きの電子化の促進	主要	①電子申請・電子調達システムの拡充
		推進	②コンビニ交付の拡充と個人番号カードの普及促進 ▶「第8部-第2 「21世紀型自治体」の実現と都市自治の確立」参照
		推進	③住民基本台帳ネットワークシステムの運用 ▶「第8部-第2 「21世紀型自治体」の実現と都市自治の確立」参照

6 地域情報化を支える基盤の整備

(1)	ICT基盤の整備の促進	推進	①情報化に対応した個人情報保護制度の見直し
			②CATV（注7）の普及促進
			③市民のICT利用環境の整備の検討
(2)	行政内部の電子化・情報化	主要	①広域的な共同開発・共同運営
		主要	②庁内システムの再構築と最適化
		主要	③社会保障・税番号制度（注8）への適切な対応
		推進	④庁内LAN（注9）の整備と活用
		推進	⑤統合型地理情報システム（GIS（注10））の利用の促進
			⑥総合行政ネットワークの活用

(3)	情報セキュリティの確保	推進	①情報セキュリティマネジメントシステムの運用
		推進	②不正アクセス（情報利用・入手）・情報漏えい防止対策の強化
		推進	③システム認証基盤の整備
		推進	④インターネット等の適正な利用のガイドラインの策定
(4)	事業継続	主要	①ICT事業継続計画に基づく事業継続の確保

7 推進体制の整備

(1)	地域情報化の推進体制の整備	主要	①三鷹市地域情報化推進協議会による推進
		主要	②三鷹市地域情報化プラン推進会議による推進
(2)	民間活力の活用	推進	①情報関連・コンテンツ事業者の集積の推進 ▶「第2-第3 都市型産業の育成」参照
			②まちづくり三鷹との連携強化

(注2) SNS（エス・エヌ・エス）：Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。参加者が互いに、個人の趣味・嗜好・友人関係・興味があることなどを公開しながら、新たなコミュニケーションや幅広い情報交流が行えることを目的とした、コミュニティ型のウェブサイトのことです。

(注3) オープンデータ：「インターネットを通じて誰でも入手でき、機械判読に適したサービス形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータ」であり「データの再利用及び再配布といった二次利用を可能とするもの」のことです。

(注4) ビッグデータ：行政又は民間企業が保有する多種多様なデータのことで、収集及び分析をすることにより、新たな知見を発見しようとするものです（統計化される前のデータで、観測・測定データ、データ流通記録、解析結果など）。

(注5) FAQ（エフ・イー・キュー）：Frequently Asked Questionsの略。「よく尋ねられる質問」のこと。多くの人々が共通して尋ねる質問と、それに対する回答をまとめた問答集のことです。

(注6) ワンストップサービス：一度の手続きで、必要とする関連の手続きをすべて完了させられるように設計されたサービス又は、最初に使用した一つの窓口で必要とする全てのサービスが受けられるサービス形態のことです。

(注7) CATV（ケーブルテレビ）：Community Antenna Television（共同受信アンテナ・テレビジョン）の略。電波による無線送信ではなく、ケーブルを用いて伝送するテレビジョン放送のことです。元々は地上波テレビ放送の電波が届きにくい地域でもテレビの視聴を可能にするという目的で開発されたもので、最近では、電話やインターネット接続など、放送以外のサービスも提供されています。

(注8) 市広報紙やホームページ等においては、より親しみを感じていただくために、社会保障・税番号制度を「マイナンバー制度」、個人番号を「マイナンバー」、個人番号カードを「マイナンバーカード」と表記します。

(注9) LAN（ラン）：Local Area Network（ローカルエリアネットワーク）の略。地方自治体の庁舎内や各拠点の機器間で、データの授受を可能にするために整備した通信ネットワークのことです。

(注10) GIS（ジー・アイ・エス）：Geographic Information Systems（地理情報システム）の略。文字や数字、画像などを地図と結びつけて、コンピュータ上に再現し、位置や場所からさまざまな情報を統合したり、分析したり、分かりやすく地図表現したりすることができるシステムのことです。

V 主要事業

1-(1)-① 「地域情報化プラン2022」の改定と事業の推進

「地域情報化プラン2022」を改定し推進します。計画の推進にあたっては、日々進化しているICTの実情にあわせ、4年毎で必要に応じた修正を加えます。また、「民学産公」の協働による三鷹市地域情報化推進協議会を含めた市民意見を踏まえ、計画を推進します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
「地域情報化プラン2022」の改定と推進	推進	策定、推進	改定	推進	→		→

2-(3)-① 災害情報システムの構築

2-(3)-② 施設予約等システムの構築

2-(3)-③ 健康・体力相談支援システムの構築

三鷹中央防災公園・元気創造プラザに、災害情報システム、施設予約等システム及び健康・体力相談支援システムの3つの情報通信システムを構築します。災害情報システムは、災害時における市内の被害状況、救出救援に関する情報、被災者の避難状況等、災害対策本部で必要な情報をいち早く収集、整理するシステムです。施設予約等システムは、施設内の貸出対象諸室について、インターネットに接続したパソコン、携帯端末、利用者端末等によって空き状況確認や貸出予約等を行うシステムです。健康・体力相談支援システムは、個人の健康・体力に応じたプログラムを提供する等、スポーツを取り入れた健康づくりを支援するシステムです。

なお、「施設予約等システム」、「健康・体力相談支援システム」については、オープンソース・プログラム言語Rubyを活用してソフトウェアを構築し、地域活性化とICTを活用したまちづくりを推進します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)	
			27	28	29	30		
災害情報システムの構築	システムの運用	検討	構築	→	運用	→	→	
施設予約等システムの構築	システムの運用	検討	構築	一部運用	構築、 実証実験	運用	→	→
健康・体力相談支援システムの構築	システムの運用	検討	構築	構築	実証実験	運用	→	→

5-(1)-① オープンデータ、ビッグデータの活用検討と推進

ICT社会の実現による、市民の利便性及び満足度の向上に向け、市政情報のオープンデータ化について、三鷹市地域情報化推進協議会をはじめとする民学産公の協働による検討を踏まえ、取り組みを推進します。また、あわせてビッグデータの利活用についても、同様とします。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
オープンデータ、ビッグデータの活用検討と推進	オープンデータ、ビッグデータの運用	—	検討	→	試行	運用	運用

5-(3)-① 電子申請・電子調達システムの拡充

東京電子自治体共同運営サービスを利用した電子申請サービス及び電子調達サービスの他、ホームページから直接申し込みができる各種申請・届出や証明書の交付などの行政手続きの電子化を推進します。電子申請を拡充していくにあたっては、添付資料の省略など業務手順の見直しを含めた検討を進めるとともに、国等に要望を行います。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
電子申請・電子調達システムの拡充	累計40種類	累計30種類	31種類	32種類	34種類	36種類	40種類

6-(2)-① 広域的な共同開発・共同運営

6-(2)-② 庁内システムの再構築と最適化

国が進めている自治体クラウドサービス（注11）など、複数の自治体が共同で情報システムを開発・運営する仕組みを検討するとともに、オープンソースソフトウェア（注12）の活用を推進します。また、全庁的な視点から、情報システム全体を見直し、行政事務の簡素化・効率化・合理化を検討し、費用対効果の改善を推進します。これらを通じて、行政改革の推進を図ります。

（注11）クラウドサービス：ネットワーク上の見えない所にあるサーバ群「クラウド（雲）」等が提供するサービスを、ネットワークを介して利用するICTの利用形態のことです。「どこからでも、必要なときに、必要な機能だけ」利用することができる特徴があります。ASPやSaaSは、クラウドサービスの一種です。

（注12）オープンソースソフトウェア：システム的设计図にあたるソースコードを公開することによって、特定の事業者に限ることなくソフトウェアの改良を行うことが可能なソフトウェアまたはプログラム言語のことです。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
庁内システムの再構築と最適化	各情報システムにおける最適化の推進	各情報システムにおける最適化の推進	推進	基幹系システムの更改	情報系システムの更改	情報基盤システムの入替	

6-(2)-③ 社会保障・税番号制度への適切な対応

「社会保障・税番号制度」の適切な運用に向けた取り組みを進めます。特定個人情報保護評価（PIA）や制度対応に必要な情報システムの構築・改修を実施します。また、市民や事業者への周知を図るとともに、窓口等をはじめとした住民サービスの更なる向上に向けた検討を行います。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
社会保障・税番号制度への適切な対応	社会保障・税番号制度の適切な運用	制度導入に伴う準備作業の実施	運用				

6-(4)-① ICT事業継続計画に基づく事業継続の確保

災害時や非災害時（平常時）に、市の行政事務を行うために利用する情報システムが停止した場合でも、迅速に情報システムの復旧ができることを目的として平成22年度に作成したICT事業継続計画に基づいて、事業継続に向けた適正な運用や改善を実施し、行政運営への影響を最小限にとどめます。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
ICT事業継続計画に基づく事業継続の確保	PDCAサイクルによる運用・改善	PDCAサイクルによる運用・改善	運用・改善				

7-(1)-① 地域情報化推進協議会による推進

7-(1)-② 地域情報化プラン推進会議による推進

施策の推進にあたり、学識経験者、住民協議会、市内関係団体・企業等で構成される三鷹市地域情報化推進協議会との協働により取り組むとともに、庁内横断的な組織である三鷹市地域情報化プラン推進会議と連携して、情報化施策の総合的推進及び点検・改善を図ります。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
地域情報化の推進体制の整備	推進体制の運用	推進体制の整備と運用	運用				

VI 推進事業

2-(1)-① 青少年のスマートフォン等の安全な利用の促進

青少年やその保護者に対して、携帯端末やスマートフォン等の情報機器やインターネットを安全に利用するため、学校、家庭、地域と連携して、その啓発や情報提供に取り組めます。「ネット依存」や「犯罪被害」など、さまざまな問題を未然に防ぐため、情報リテラシー（注13）や情報モラルについて、小・中学校段階から身に付ける取り組みを推進します。なお、地域と連携した取り組みについては、まちづくり三鷹や三鷹ネットワーク大学推進機構をはじめとする「民学産公」の協働により、行います。

（注13）情報リテラシー：リテラシーとは本来「識字力＝文字を読み書きする能力」の意、情報リテラシーとは情報機器やネットワークを活用して、情報やデータを取り扱う上で必要となる基本的な知識や能力のことです。

2-(2)-② 通信手段の多重化と情報ネットワークの確立

災害時等、通信インフラの使用が困難な場合においても、被害状況等の情報収集や、市民への正確で迅速な情報提供を行えるよう、通信手段の多重化と情報ネットワークの確立を図ります。

3-(3)-① ICT人財の育成

ICTを利活用するため、地域における人財の育成についての支援を行います。まちづくり三鷹や三鷹ネットワーク大学推進機構をはじめとする「民学産公」の協働により継続的に取り組めます。

3-(5)-① 地域SNS等の普及促進と運用体制の充実

構築から運用段階に入っている地域SNS（ポキネット・ポキネットプラス）の利用拡充を図ります。家庭教育支援に関するコミュニティ「かきしぶ」と同様な、地域の情報共有（電子会議）の場、地域のイベント情報や買物情報など、口コミ情報の発信の場とする他、地域の小規模事業者がビジネスをPRする場として活用することの可能性を検討するとともに、災害時における連絡手段としての活用についても、訓練等を通じて推進します。

5-(1)-② 市政情報の提供における電子化の推進と情報提供手段の多様化

市政情報の電子化を推進するとともに、ホームページを利用した情報提供の充実を図ります。

また、広報紙やホームページ以外の情報提供手段として、ソーシャルメディアの活用やCATV、コミュニティFMとの連携を推進します。

5-(1)-④ 市ホームページのウェブアクセシビリティの向上

JIS規格の改正を踏まえて策定した「三鷹市ウェブアクセシビリティ方針」に基づき、誰もが必要な情報を支障なく利用できるよう、引き続きウェブアクセシビリティの維持・向上に努めます。また、利用者ニ

ズの変化や新たな技術開発等を注視しつつ、より一層誰もが使いやすいデザインの採用、直感的な操作や新たなデバイスへの対応などを検討します。

5-(1)-⑥ 情報格差の是正

ICTを活用した市の情報提供が新たな情報格差を生むことがないように、情報リテラシーの向上につながる取り組みを推進します。

なお、推進にあたっては、まちづくり三鷹や三鷹ネットワーク大学推進機構をはじめとする「民学産公」の協働により、地域の情報格差解消に努めます。

5-(2)-① よくある質問と回答（FAQ）システムの利便性の向上

平成21年度に導入した「よくある質問と回答（FAQ）システム」について、利用者の増加が顕著なスマートフォン・タブレット型端末に対応した更新を行います。これにより、利用者の利便性の向上に努めます。

5-(2)-② ワンストップサービスの充実

市民の利便性の向上と効率的な行政サービスをめざして整備してきた「ICTを活用した総合窓口機能」について、更なる検討を行い、ワンストップサービスの拡大・充実に努めます。

6-(1)-① 情報化に対応した個人情報保護制度の見直し

スマートフォン等のICTに係る新技術、新サービスの利用や社会保障・税番号制度に対応した適切な個人情報の保護を図るために制度の見直しを進めます。

6-(2)-④ 庁内LANの整備と活用

6-(2)-⑤ 統合型地理情報システム（GIS）の利用の促進

業務の効率化と情報セキュリティの向上を図り、庁内LANの最適化について検討します。また、統合型地理情報システム（GIS）の活用方法の拡充について検討し、適切な運用を行います。

6-(3)-① 情報セキュリティマネジメントシステムの運用

6-(3)-② 不正アクセス（情報利用・入手）・情報漏えい防止対策の強化

6-(3)-④ インターネット等の適正な利用のガイドラインの策定

平成15年度に認証を取得した、国際規格であるISO/IEC27001に基づく、情報セキュリティの適正な運用と改善に努めます。また、標的型攻撃をはじめとするサイバー攻撃などの情報セキュリティ事案に備え、侵入防止・情報漏えい対策等システムの強化を行うとともに、職員への情報セキュリティの意識啓発を行うなど、全庁的な情報セキュリティの向上を継続して進めます。

6-(3)-③ システム認証基盤の整備

市の情報資産を守るため、入退室管理やシステム認証などセキュリティエリアにアクセスするための仕組みを検討します。

VII 関連個別計画

- 地域情報化プラン2022（第1次改定）
- ICT事業継続計画

第2 都市型農業の育成

I 基本的な考え方

● これまでの取り組みと課題

農地は、新鮮な農産物を人々に提供するための重要なスペースであるばかりでなく、うるおいのある都市の緑地空間としても貴重な存在です。このような農地を積極的に保全していくため、生産緑地地区の指定や相続税法等の改善を国等に要請してきましたが、基幹的農業従事者の内おおよそ60%が60歳以上になっているなど高齢化や後継者不足、相続上の事情から農地を売却しなければならない農家もあり、農地が宅地等に転用されているのが現状です。

市民が農業への理解を深め、身近な存在として農業に親しむための場として、市民農園や学校農園の整備を行いました。また、農産物の生産性を高めるため、ブランド化の支援や農業経営基盤強化促進法に基づく農家自らが経営改善計画を作成する認定農業者制度の導入、東京都農林水産振興財団の青空塾事業等を活用した市民の援農ボランティアの育成を行い、農家の人手不足の解消等を東京むさし農業協同組合と協働で取り組んできました。

三鷹の特産品として評価を得ている「キウイフルーツ」「銀杏」「ブドウ」等については、東京むさし農業協同組合や関係団体等と連携し、三鷹ブランドとして地元での直接販売を充実させ販路の多様化と拡大を図ってきました。農業公園では、農業公園運営懇談会で市民との協働により運営を進め、実習

農園等の整備、拡充工事を行うとともに、市内の緑化推進や地元産農産物の消費拡大などを図る農業実習等の体験の場づくりや交流機能の充実を図りました。今後も、農地の保全に向けた取り組みと農産物のブランド化や生産性の向上による都市農業の推進を図ることが求められています。

● 施策の方向

「農業振興計画2022（第2次改定）」に基づき「農のあるまちづくり」を推進するため、農地の保全と活用の推進、魅力ある都市農業の育成、農とのふれあいの場の提供とその推進体制の整備を図るとともに、農地の多面的機能の活用や農業経営の改善、担い手の育成支援等を通して農産物のブランド化を支援します。また、三鷹産農産物の地産地消の取り組みや農業公園等での農業体験を推進し、農業への親しみや理解を深め、消費者ニーズに対応した都市農業の育成を関係団体と協働で推進していきます。さらに、平成22年に設立した農業法人（株）三鷹ファームの活動支援を農業関係団体との協働により実施し農業振興の推進を図ります。

貴重な地域資源である農地の保全・活用を図るため、東京外かく環状道路事業等の進捗で減少する農地を含め、「農地の保全に向けた基本方針」に基づき都市計画決定を行い、農地の保全・活用を図ります。

II まちづくり指標

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
農家の直接販売所数	149か所	147か所	増加	増加

地産地消を推進する指標です。防虫ネットやカーテン、軒高ハウスの施設の設置及び新たな栽培システムの導入により生産者の作業効率を上げ、有機肥料や減農薬農業を推進し良質の農産物の販売を進めます。

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
農地面積	171ha	161ha	155ha	150ha

農地の保全を示す指標です。農地面積は、農業従事者の高齢化、後継者不足、農業収入の減少、相続税負担などを背景に、農地の宅地化が進み、毎年2ha程度の農地が減少していることから、農地の減少を最小限に抑制し農地の保全に努めます。

Ⅲ 施策展開における協働と役割分担

● 市民、事業者・関係団体等の役割

- 市民は、都市の農地・農家の必要性を理解するため、市民農園・農業体験・援農ボランティア・学校農園などに積極的に参加するように努めます。
- 農家は、農業経営に生産性向上に向けての目標を持ち、計画の作成の導入に努めます。
- 農業関係団体は、農産物のブランド化に向けアイデアを出し合います。
- 農業関係団体は、計画道路設置等に伴う農地面積維持のために代替地の確保に協力します。

● 市の役割

- 市は、農商工の協働により地域の農産物のブランド化が図れるように援助します。
- 市は、庭先や緑化センターなどの直販所及び野菜の自販機を利用した直接販売の推進を図るため援助します。
- 市は、農家が行う、安定した生産を行うための施設整備や消費者のニーズに応えるための生産物の高品質化に必要な資機材の導入を支援します。

Ⅳ 施策・主な事業の体系

1 計画の改定と推進

主要 主要事業 推進 推進事業

(1)	「農業振興計画2022」の改定と推進	主要	①「農業振興計画2022」の改定と推進
-----	--------------------	----	---------------------

2 農地の保全と利用の推進

(1)	生活環境と調和した農地の保全	主要	①「農地の保全に向けた基本方針」の推進と農地保全手法の検討
		主要	②「農地の保全に向けた基本方針」に基づく農地等の保全・利用の推進 ▶「第3部-第2 緑と水の快適空間の創造」参照
		主要	③土地税制・生産緑地制度に関する国等への要請
			④三鷹市優良農地育成事業
(2)	農地の多面的機能の活用	推進	①農地保全と「農のある風景」の推進
			②災害時に活用可能な農地の拡充 ▶「第3部-第4 災害に強いまちづくりの推進」参照
			③緑と水の回遊ルートと整合した農地等の活用
(3)	生産緑地の計画的な保全		①生産緑地の計画的な保全の推進

3 魅力ある都市農業の育成

(1)	環境保全型農業の推進		①有機肥料や低農薬農業の支援
			②堆肥の生産の支援
			③農地の土壌診断等の支援
(2)	農業経営の改善	主要	①農産物のブランド化の支援
		推進	②認定農業者制度の普及促進
(3)	担い手の育成	主要	①援農ボランティア等の育成と活用の支援
			②農業後継者の支援
			③研修、交流活動の支援
(4)	地産地消の推進	主要	①市内産野菜の活用 ▶「第6部-第4 安全で開かれた学校環境の整備」参照
		推進	②農家の直接販売事業の支援
			③三鷹緑化センターの充実の支援
			④情報提供の充実の支援

4 市民と農とのふれあいの場の提供

(1)	農業公園の運営	主要	①農業公園の運営・利用促進
(2)	交流事業の推進		①農業祭の活用
			②交流会事業の支援
(3)	農業体験の推進	主要	①市民農園等の充実
			②体験農園等の支援
			③観光事業との連携推進

5 推進体制の整備

(1)	組織体制の強化	推進	①関係団体・農業法人等との連携の強化
			②農業者・市民・関係団体との懇談会の開催
(2)	他自治体との連携の強化		①他自治体との連携の強化

V 主要事業

1-(1)-① 「農業振興計画2022」の改定と推進

後継者不足や相続による農地の減少、農業経営の基盤強化等の都市農業の環境変化に対応するため、「農業振興計画2022」を改定し、農業者、市民、関係団体と市が協働で「農のあるまちづくり」を推進します。また、環境保全型農業や生産性の向上、市民農園・体験型農園等の事業を推進し、農業への親しみや理解を深め、多面的な機能を担う農地の保全・活用を推進します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
「農業振興計画2022」 の改定と推進	推進	改定、推進	改定	推進	→		

2-(1)-① 「農地の保全に向けた基本方針」の推進と農地保全手法の検討

安全で新鮮な農産物の提供、農地の潤いのある景観、災害時の一時避難場所、環境教育等、多面的で公益的な機能を有する都市農地を守るため、まちづくりと連動した都市農地の保全・活用施策を進める「農地の保全に向けた基本方針」の推進を図ります。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
「農地の保全に向けた基本方針」の推進と農地保全手法の検討	推進	策定	推進				

2-(1)-③ 土地税制・生産緑地制度に関する国等への要請

市内の農地は、相続の発生による農地の売却や農業従事者の高齢化や後継者不足等により、減少傾向が続ぎ、手放された農地の多くは宅地化が進んでいます。農地の多面的な役割である緑の提供や災害時の緊急避難場所などの機能を確保し、都市農地の保全と利用の促進を図るため、相続税など税に関する問題や関係法令、都市計画制度の見直しを都市農地保全推進自治体協議会と連携し、国等へ要請します。

また、東京都が提案する国家戦略特区を活用した都市農業の推進について、指定に向けた検討を行うとともに、指定後はさまざまな取り組みを推進します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
土地税制・生産緑地制度に関する国等への要請	国家戦略特区の指定、推進	検討	検討	指定	推進		

3-(2)-① 農産物のブランド化の支援

農商工の連携による生販一体型である6次産業化(注1)や東京都と連携した施設整備に取り組み、農産物の高品質化と付加価値を高め、三鷹産農産物のブランドの向上と流通の拡大を促進します。また、農地を保全する取り組みを進め、収穫体験が出来る農園拡大の検討を農業関係者や東京むさし農業協同組合等の関係機関とともに検討します。

(注1) 6次産業化：生産者と商工業者との連携により、加工品を含等の開発や販路拡大につながる生販一体型の産業として農業(1次産業)、加工(2次産業)、販売・流通(3次産業)を掛け合わせた産業です。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
農産物のブランド化の支援	推進	推進	推進				

3-(3)-① 援農ボランティア等の育成と活用の支援

農業関係機関等との協働により、農業者と市民との交流を図りながら、市民を農業ボランティアとして養成し農家の労働力不足解消など、援農ボランティアの活躍の場の拡大を図るとともに、指導者の育成を進め、新鮮で良質な農産物の普及を図ります。また、農業関係機関からの情報提供を図り、農業関係学校で学ぶ機会の拡大等を支援します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
援農ボランティア等の育成と活用の支援	推進	推進	推進				

4-(1)-① 農業公園の運営・利用促進

緑化推進の拠点である農業公園の交流機能の充実を図るため、農業公園運営懇談会の開催や指定管理者による実習農園、ガーデニングエリア等における野菜づくりやガーデニングの講習会、農作物生産の実習体験などを進めます。また、農業を通じた市民同士の新たなコミュニティづくりや農業体験、教育の場づくりとなるよう活用を促進します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
農業公園の運営・利用促進	推進	推進	推進				

4-(3)-① 市民農園等の充実

貸出区画で耕作から収穫まで一連の野菜づくりを行う市民農園について、平成28年度から市民農園（高齢者向け）とともに、充実を図ります。また、多くの市民が利用できるよう、地域的にバランスのよい配置をめざし、新たな農園の確保に努めます。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
市民農園等の充実	充実	検討	検討	実施・検証	充実		

VI 推進事業

2-(2)-① 農地保全と「農のある風景」づくりの推進

市街化が進み住宅などが隣接する農地を、新鮮で安全な農産物の供給だけでなく、緑や景観に配慮した良好な住環境と調和できるよう「景観づくり計画2022」に基づき、保全・活用します。農地と住宅地が共生できる仕組みを検討し、農のある風景づくりを進めます。

3-(2)-② 認定農業者制度の普及促進

農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者制度を利用し、経営改善に意欲的に取り組む農業者が、自ら作成する農業経営改善計画を達成するための支援を農業委員会、東京都、東京むさし農業協同組合との協働により行い、農業経営の向上を図ります。また、認定農業者への支援として、三鷹市優良農地育成事業の周知を図り、認定農業者の増加に努めるとともに、関係機関と協働した農業経営の強化を推進します。

3-(4)-① 農家の直接販売事業の支援

市内で生産された農産物を市民が安心して購入できるよう、農業者と消費者を直接つなげる直接販売事業を進め、市場の多様なニーズの把握や高付加価値化・ブランド化による農業者の安定的な販売事業を支援します。市民への庭先販売所の情報提供を支援し、新たな売り先の拡大や農業者の収益確保につながる取り組みを推進します。

5-(1)-① 関係団体・農業法人等との連携の強化

農地の保全や農業の担い手の育成・確保などの農業経営の強化、市民ボランティアの活用に対する支援、市民の都市農業への啓発活動等を、東京むさし農業協同組合や農業法人（株）三鷹ファーム等と連携して農業の振興につながる取り組みを進めます。

VII 関連個別計画

- 農業振興計画2022（第2次改定）
- 産業振興計画2022（第1次改定）
- 土地利用総合計画2022（第1次改定）
- 緑と水の基本計画2022（第1次改定）
- 景観づくり計画2022



農業公園



農業公園での体験農園事業

第3 都市型産業の育成

I 基本的な考え方

● これまでの取り組みと課題

市では、「産業と生活が共生する都市」をめざし、平成16年に都市計画制度を活用して特別住工共生地区や特別都市型産業等育成地区の指定などを行い、平成22年には「三鷹市都市型産業誘致条例」を施行し、既存工場の操業継続や市内への優良企業の進出を促す取り組みを推進しています。また、「SOHO CITY みたか構想」を掲げ、SOHO施設の整備等を行った結果、情報関連産業やアニメーション関連産業等の一定の集積が図られています。

景気は上昇傾向にあるといわれてはいるものの、市内中小企業の景気回復はまだまだといえる状況ですが、引き続き「産業と生活が共生する都市」をめざし、市内事業所の操業継続に向けた環境の整備や新たな企業の進出の促進、市内産業のブランド化を推進し、市内経済の活性化を図っていく必要があります。

ます。SOHO事業者に対しては、更なる集積・ネットワーク化や事業拡大への支援、コミュニティ・ビジネスやソーシャルビジネスなどの新たな事業者への創業支援等が重要となっています。

● 施策の方向

「産業と生活が共生する都市」をめざす「産業振興計画2022」に基づき、高度な技術力、研究開発力を持つものづくり産業や、優れた情報・コンテンツ産業の他、多様化が進むSOHO事業者等、中小企業の経営基盤の強化を図り、民学産公の連携による「価値創造都市型産業」の振興を推進します。

また、多様なSOHO支援施策を推進するとともに、都市型産業誘致条例や都市計画的手法を活用し、市内事業者の支援と企業の誘致促進を図ります。さらに、付加価値の高い技術や産業の発掘・育成を進め、三鷹ブランドとして展開を図ります。

II まちづくり指標

協働指標	計画策定時の状況 (平成21年度)	前期実績値 (平成24年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
製造業事業所数	326事業所	274事業所	維持	維持

工業の集積を示す指標です。住・工共生のまちづくりを推進し、調和ある生産環境の創造をともにめざし、製造業事業所数が維持されるよう支援します。〔経済センサス—活動調査〕平成24年

協働指標	計画策定時の状況 (平成20年度)	前期実績値 (平成24年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
製造品出荷額	146,539百万円	96,503百万円	維持	維持

市内事業所の生産性や付加価値性を示す指標です。新製品開発や販路開拓への支援を強化し、優れた製品や技術を三鷹ブランドとして展開していきます。〔経済センサス—活動調査〕平成24年

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
SOHO集積施設数及び 入居事業者数※	8施設 98事業者	12施設 104事業者	14施設 120事業者	16施設 140事業者

SOHO事業者の集積を示す指標です。民間の事務所やマンション等への入居の誘導を図り、SOHOが集積し続けるまちをめざします。

※市がすべての事業者を把握することは困難であるため、市の関係団体が管理又は市が支援している民間施設に入居している事業者数とします。

Ⅲ 施策展開における協働と役割分担

● 市民、事業者・関係団体等の役割

- 市民は、市内における産業の重要性を認識し、事業者との相互理解を深めるように努めます。
- 事業者は、市民生活との共生を図るとともに、事業者間のネットワーク作りを推進します。
- 三鷹商工会、まちづくり三鷹、みたか都市観光協会、三鷹ネットワーク大学推進機構など関係団体は、市と協働し、民学産公・農商工連携の取り組みを推進します。

● 市の役割

- 市は、関係団体等と協働し、人財育成に向けた取り組みや民学産公・農商工連携の取り組みを支援します。
- 市は、市内の事業者の技術・製品の発掘・付加価値の向上・PRに努め、地域ブランド化の取り組みを推進します。
- 市は、市内事業所の操業継続に向けた支援を行うとともに、市外からの企業の誘致を進めます。
- 市は、市における産業の必要性をPRし、市民の産業への理解増進に努めます。

Ⅳ 施策・主な事業の体系

1 計画等の改定と推進

主要 主要事業 推進 推進事業

(1)	「産業振興計画2022」の改定と推進	主要	①「産業振興計画2022」の改定と推進
(2)	「都市型産業誘致条例」に基づく企業誘致の推進	主要	①「都市型産業誘致条例」に基づく企業誘致の推進 ②「都市型産業誘致条例」の考え方についての市民への啓発
(3)	創業支援制度の拡充	推進	①創業支援制度の拡充

2 調和ある生産環境の整備

(1)	市内移転・集約化の推進	主要	①工場の市内移転・集約化の推進
		主要	②日本無線株式会社三鷹製作所移転への対応
(2)	住・工調和形成ゾーンの充実	推進	①特別用途地区等都市計画制度の活用
			②工場・事業所の移転跡地の適正な利用誘導
(3)	工場環境整備の推進	推進	①周辺環境に配慮した建替えや改築等への支援の拡充
			②工場敷地内及び接道部の緑化の促進

3 都市型産業への転換

(1)	研究開発型・環境配慮型企業の育成・支援	主要	①起業者の開発拠点等としての三鷹産業プラザとの連携
			②三鷹ネットワーク大学推進機構を通じた民学産公の連携による新技術等の研究・開発や産業の支援・創出 ▶「第8部-第1 コミュニティの展開と協働のまちづくりの推進」参照
			③TLO（技術移転機関）の活用の促進
			④特許等知的財産権の取得の支援
(2)	経営基盤の強化	主要	①地域資源の発掘、活用による三鷹ブランドの創出・推進 ▶「第2部-第4-2 都市型観光の推進」参照
		推進	②新技術開発・新規市場開拓への支援
			③経営相談・指導機能の拡充
			④ICT技術の活用に向けた支援
			⑤情報提供機能の強化
			⑥災害時の事業継続に向けた支援
			⑦公共事業に対する参入の促進
			⑧事業資金融資あっせん制度の充実
			⑨まちづくり三鷹と連携したビジネス支援の充実 ▶「第7部-第1-2 生涯学習の推進」参照
(3)	新分野参入への支援	推進	①新分野参入への支援
			②医療・福祉・環境関連産業の育成・誘致

4 SOHO CITY みたかの推進

(1)	SOHO集積の推進	主要	①SOHOの起業・継続支援の拡充及びICT産業の育成
			②SOHO事業者のネットワーク強化の支援
(2)	情報関連・コンテンツ事業者等の集積の推進	推進	①情報関連・コンテンツ事業者の集積の推進
			②アニメーション関連情報の発信
(3)	コミュニティ・ビジネス、ソーシャルビジネス、NPO活動の支援	主要	①コミュニティ・ビジネス、ソーシャルビジネス、NPO活動の支援

5 産業を担う人財の育成

(1)	人財の育成	推進	①三鷹商工会、まちづくり三鷹、みたか都市観光協会、三鷹ネットワーク大学推進機構等と連携した人財育成の推進
			②市内事業者による就業者へのアピール戦略の多様化への支援
			③次代を担う若手を中心とした交流の場の創出
			④後継者育成事業の拡充
			⑤従業員の技術向上に向けた支援
			⑥インターン・トライアル制度の導入の検討

6 地域・企業間の交流の促進

(1) 企業ネットワークの拡充		推進	①共同開発やビジネスマッチングの支援
			②交通事業者との連携
			③三鷹産業Week等イベント事業や同業種・異業種交流等の拡充
			④市内企業間の情報共有の推進
(2) 産業に対する理解増進		推進	①産業観光の推進
			②地域とのコミュニティ活動の推進
			③地域貢献・災害協力の取り組みへの支援
			④小・中学生の体験学習等への協力

7 推進体制の整備

(1) 推進体制の整備	推進	①農商工・民学産公連携等、関係団体との協働の推進
(2) 広域的な体制による推進		①多摩東部広域産業政策連絡会議の活用
		②一般社団法人首都圏産業活性化協会との連携

V 主要事業

第V編

第2部

第3都市型産業の育成

1-(1)-① 「産業振興計画2022」の改定と推進

「産業振興計画2022」に基づき、価値創造都市型産業の誘致と既存事業所の操業継続の支援や、三鷹ブランドの展開支援に努めます。また、創業支援、コミュニティ・ビジネス等の支援、SOHO支援など“SOHO CITY みたか”の充実を図ります。さらに、アニメーション・コンテンツ関連産業の集積や事業所と連携した産業観光に取り組み、産業の活性化と雇用の促進を図ります。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
「産業振興計画2022」の改定と推進	策定、推進	推進	改定	推進	→		

1-(2)-① 「都市型産業誘致条例」に基づく企業誘致の推進

「三鷹市都市型産業誘致条例」に基づき、市内への優良企業の誘致を推進するとともに、市内事業所の増設や移転を支援します。取り組みにあたっては、市が所有する未利用地や企業の移転後の跡地の活用等について、都市再生と連動して取り組みます。また、関係団体との連携を深め、企業の情報収集に努めます。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
「都市型産業誘致条例」に基づく企業誘致の推進	指定企業・指定誘致協働事業者の件数20件程度	指定企業3件	2件	2件	2件	2件	4件程度

2-(1)-① 工場の市内移転・集約化の推進

2-(1)-② 日本無線株式会社三鷹製作所移転への対応

工場・事業所の道路拡幅時等の移転先の確保や、都市計画制度の活用が難しく、操業継続が困難になっている事業所に対して、今後の都市再生の取り組みと連携を図りながら、工場の市内移転・集約化等を推進します。

また、日本無線株式会社三鷹製作所移転への対応として、同企業と締結した「まちづくりに関する協力協定」に基づき、関係部署と連携し、市内事業者の移転・集約化を図るため、三鷹製作所南側敷地を事業所用地として取得し、一定の整備を図ったうえで事業者等に売却します。用地の売却については、その手法の検討を進め、操業支援環境の向上をめざします。また、北側敷地については、周辺の良い住環境と調和した活力あるまちづくりにつながるよう同企業と協議していきます。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
日本無線株式会社三鷹製作所移転への対応	推進	検討	検討	→	北側(北側) 南側(南側) 検支 討援	北側(北側) 南側(南側) 検売 討却	検証・推進

3-(1)-① 起業者の開発拠点等としての三鷹産業プラザとの連携

起業者が積極的にビジネスを開始できるまちをめざして、まちづくり三鷹と連携して、ミタカフェ等の運営を通じ、起業者に対する支援の充実を図り、三鷹産業プラザを起業者の開発拠点等として支援を行います。また、三鷹産業プラザ内に設置されている3Dプリンターやレーザーカッター等、IoTに対応したものづくりの機器を揃えたファブスペース(注1)の整備を進めます。ファブスペースではものづくりを中心としたコミュニティづくりを推進し、起業しやすい環境づくりを推進します。

(注1) ファブスペース：3Dプリンターなどのものづくりをするための基礎的な装置を配備した、ものづくりを核としたコミュニティづくりのスペースのことです。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
起業者の開発拠点等としての三鷹産業プラザとの連携	推進	推進	推進	→			

4-(1)-① SOHOの起業・継続支援の拡充及びICT産業の育成

SOHOの更なる集積を図るため、まちづくり三鷹など関係団体と協働で、インキュベーション(注2)施設の整備等を行い、SOHOの起業・継続支援の拡充を図ります。さらに、さまざまな規模・形態のSOHO事業に対応するため、多様な施設の整備に向けた検討を行います。また、ICT事業者協会等への支援を通じて、ICT産業の育成を推進します。

(注2) インキュベーション：設立して間がない新企業に経営技術・費用・人財などを提供し育成することです。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
SOHOの起業・継続支援の拡充及びICT産業の育成	推進	推進	推進	→			

4-(3)-① コミュニティ・ビジネス、ソーシャルビジネス、NPO活動の支援

地域の課題を地域資源の活用によりビジネス的な手法によって解決をめざすコミュニティ・ビジネスに加え、社会問題の解決を目的として収益事業に取り組むソーシャルビジネスの創業の支援・育成を進めます。また、NPOに対する融資の利子補給制度等を通じて、NPOの活動を支援します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
コミュニティ・ビジネス、ソーシャルビジネス、NPO活動の支援	推進	推進	推進				

VI 推進事業

1-(3)-① 創業支援制度の拡充

創業環境の改善をめざし、インキュベーション施設の充実等を推進します。また、三鷹商工会、まちづくり三鷹、三鷹ネットワーク大学推進機構などの関係団体と連携して、身の丈起業塾プロジェクトの実施やインキュベーションマネージャーの配置等、多様な分野における創業支援を推進します。また、女性・若者・シニア層の創業に向けた支援を充実します。

2-(2)-② 特別用途地区等都市計画制度の活用

用途地域上の問題から建替えが困難な事業所が立地する地域において、特別用途地区や地区計画制度など、都市計画制度を活用し、地域住民の理解を得て、住環境に配慮しながら、事業者の操業継続を支援します。

2-(3)-① 周辺環境に配慮した建替えや改築等への支援の拡充

中小企業に対し環境に配慮した設備導入等における、金融機関からの借り入れ資金に対する利子補給の他、事業所の操業継続に向け、防音・防塵等の周辺環境に配慮した施設・設備の導入、事業所の改築、建替え等を国・東京都をはじめとする関係団体の支援制度を活用して、支援します。

3-(2)-② 新技術開発・新規市場開拓への支援

中小企業の経営基盤を強化するため、三鷹商工会と連携し、新技術開発、ISO等国际規格の取得による企業の競争力の強化や国内外の展示会等への参加による技術や製品のPRを支援し、市内産業の活性化を促進します。

3-(3)-① 新分野参入への支援

市内の中小企業が成長の期待される分野へ参入することにより、新たに必要となる技術指導、相談事業、情報提供を行うとともに、国・東京都をはじめとする関係団体の支援制度を活用して、経営基盤の強化を支援します。

4-(2)-① 情報関連・コンテンツ事業者の集積の推進

価値創造都市型産業として発展・成長が期待される情報関連・アニメーション等のコンテンツ分野の事業者の集積を推進するとともに、ビジネスにつながるよう事業者間のネットワーク化を支援します。また、三鷹ICT事業者協会等の活動を支援し、集積効果を活かした事業の拡大を支援します。

5-(1)-① 三鷹商工会、まちづくり三鷹、みたか都市観光協会、三鷹ネットワーク大学推進機構等と連携した人財育成の推進

三鷹商工会女性部・青年部・異業種交流プラザ等の活発な活動への支援を継続し、女性・若者の活躍の場の拡大を図ります。

また、まちづくり三鷹、みたか都市観光協会、三鷹ネットワーク大学推進機構等との連携を強化し、関係団体が実施している研修事業等を通じて、効果的な人財育成を図ります。あわせて事業者のネットワーク化を推進するとともに、女性・若者等のスキルアップの取り組み等を支援します。

6-(1)-① 共同開発やビジネスマッチングの支援

市内事業者の一層の振興を図るため、三鷹商工会、まちづくり三鷹、三鷹ネットワーク大学推進機構等と協働で事業者のネットワーク化を進め、共同開発や共同受発注の仕組みを導入します。そのため、共同研究・開発、製造、保守などを市内の事業者が、市を含めて連携して行う仕組みを構築します。また、事業者の新たな販路開拓やPR、ビジネスマッチングを支援します。

6-(2)-① 産業観光の推進

高い技術を有する企業の工場や歴史ある企業が所有する建物などを活用した観光ルート、商店街の空き店舗を活用した体験工房、市街地で活躍する事業者や技術者の技能に親しむなどの産業観光の取り組みを検討し、来街者の増加と市民の産業に対する理解増進を推進します。

7-(1)-① 農商工・民学産公連携等、関係団体との協働の推進

農業者と商工業者が連携した6次産業などの新サービス・商品の開発等の取り組みや、大学・研究機関、東京むさし農業協同組合、三鷹商工会、まちづくり三鷹、みたか都市観光協会、三鷹ネットワーク大学推進機構等と連携した共同研究・開発、情報提供等を推進します。

VII 関連個別計画

- 産業振興計画2022（第1次改定）
- 農業振興計画2022（第2次改定）



ファブスペースみたか

第4 商業環境の整備

1 商業環境の充実

I 基本的な考え方

● これまでの取り組みと課題

市内の商業環境は、商店数の減少傾向や、近隣市における大型店舗の進出などによる市外への顧客の流出など、依然として厳しい状況にあります。市では、都市計画と連携した、特別商業活性化地区の指定や三鷹駅前協同ビル保留床の商業利用などによる商業活性化に取り組んできました。また、平成19年に制定した「三鷹市商店街の活性化と商店街を中心としたまちづくりの推進に関する条例」に基づき、商店会が行う販売促進のための各種イベント・施設整備への支援強化を図るとともに、商店会の活性化と消費者の利便性向上の両面をめざした買物環境整備事業にも取り組んでいます。その他、三鷹商工会、みたか都市観光協会、まちづくり三鷹、三鷹ネットワーク大学推進機構等の関係団体と連携して、商店街振興、都市観光、科学文化振興が一体となった事業を展開するなど、多様な商業振興事業を

推進しています。今後は、関係団体との連携を深め、更なる商業の活性化につながるような支援を進める必要があります。

● 施策の方向

「産業と生活が共生する都市」をめざした「産業振興計画2022」の商店街の活性化（商店街振興プラン）に基づき、市民が地域の商店街で楽しみながら日常の買物ができるような買物環境の整備を行い、消費者の利便性の向上を図るとともに、「商店街の活性化及び商店街を中心としたまちづくりの推進に関する条例」に基づき、商店会が実施するイベント・施設整備や空き店舗を活用した新しい商店の誘致等、商業環境の整備を推進します。なお、三鷹駅前中心市街地については、三鷹らしい再開発や商業と観光の連携を進めるため、関係団体と協働して活性化施策の検討を進めます。

II まちづくり指標

協働指標	計画策定時の状況 (平成21年度)	前期実績値 (平成24年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
商店数（小売業及び卸売業）	1,134店舗	1,057店舗	維持	維持

商業の集積を示す指標です。商店数は長引く不況、後継者不足、大型店や他地域への顧客の流出などにより、減少傾向が続いています。地域要望に応じた商業集積やサービスの展開を支援し、地域住民の利用を促進することで、商店数が維持されるよう支援します。（「経済センサス—活動調査」平成24年）

協働指標	計画策定時の状況 (平成19年度)	前期実績値 (平成24年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
小売販売額	129,052百万円	104,302百万円	維持	維持

商業活性化の状況を示す指標です。商業の活性化に向け、各個店や商店会の創意工夫ある取り組みや、商店会・商店会連合会への支援を行います。（「経済センサス—活動調査」平成24年）

Ⅲ 施策展開における協働と役割分担

● 市民、事業者・関係団体等の役割

- 市民は、地域商店街が地域に果たす経済的、社会的役割の重要性を認識し、事業者との相互理解や連携のもと、商店街の活性化及び商店街を中心としたまちづくりの推進に協力するように努めます。
- 商店会は、賑わいと交流の場の創出に努め、組織の基盤強化、商店会相互の連携及び事業者の加入の促進に努めます。
- 事業者は、商店街の賑わいと交流の場の創出に協力し、市民や関連団体との相互理解のもと、自らの創意工夫と自助努力により商店街活性化に主体的役割を担います。
- 関係団体は、市民や事業者に対し、情報の提供、相談等に努めます。

● 市の役割

- 市は、商業の活性化のため、国、東京都、商店会、事業者、経済団体及びまちづくり関係団体等と連携し、商店会、事業者が主体的に取り組む事業に対し、多方面から支援します。
- 市は、市民に対し、地域商店街の重要性についてPRを行います。

Ⅳ 施策・主な事業の体系

1 計画等の改定と推進

主要 主要事業 推進 推進事業

(1)	「産業振興計画2022」の改定と推進	主要	①「産業振興計画2022」の改定と推進
(2)	「商店街の活性化及び商店街を中心としたまちづくりの推進に関する条例」に基づく施策の推進	主要	①「商店街の活性化及び商店街を中心としたまちづくりの推進に関する条例」に基づく施策の推進

2 商店街活性化への支援

(1)	商店街活性化への支援	主要	①買物環境の整備
		主要	②経常的な地域商品券発行支援と連携した市内商業活性化
		主要	③定期市（マルシェ）の拡充などによる商店街の賑わいづくりの推進
		推進	④三鷹商工会・商店会連合会・商店会の活動・組織強化への支援
		推進	⑤空き店舗活用の推進
		推進	⑥まちづくり推進地区の指定等による活性化の支援
			⑦(仮称) 商店街パートナー制度創設に向けた検討
			⑧消費者ニーズの把握と活用の支援
			⑨事業所集積による活性化の推進
			⑩地域ポータルサイト運営の支援
			⑪スーパー・チェーン店との共存・共栄策の推進
			⑫イベント・販売促進事業等への支援

3 魅力ある商業空間の創出と協働の推進

(1)	商業空間等の基盤整備	推進	①地域商店街のバリアフリー化の推進
			②地区計画・特別用途地区等都市計画制度の活用
			③駐輪場・駐車場、荷捌きスペースや共同集荷場等整備の支援
			④商店街街路灯整備事業の推進
			⑤店舗の共同・集約化の検討
(2)	コミュニティ・ビジネス、ソーシャルビジネス、NPO活動の支援	主要	①コミュニティ・ビジネス、ソーシャルビジネス、NPO活動の支援 ▶「第2部-第3 都市型産業の育成」参照

4 経営基盤の強化と人財の育成

(1)	経営基盤の強化	推進	①商店会の法人化支援
			②経営相談・指導機能の拡充 ▶「第2部-第3 都市型産業の育成」参照
			③ICT技術の活用に向けた支援 ▶「第2部-第3 都市型産業の育成」参照
			④起業者の開発拠点等としての三鷹産業プラザとの連携 ▶「第2部-第3 都市型産業の育成」参照
			⑤事業資金融資あっせん制度の充実 ▶「第2部-第3 都市型産業の育成」参照
(2)	人財の育成	推進	①三鷹商工会、まちづくり三鷹、みたか都市観光協会、三鷹ネットワーク大学推進機構等と連携した人財育成の推進 ▶「第2部-第3 都市型産業の育成」参照
			②後継者育成事業の拡充 ▶「第2部-第3 都市型産業の育成」参照
			③小・中学生の体験学習等への協力 ▶「第2部-第3 都市型産業の育成」参照

5 地区特性に応じた計画的な商業集積の形成

(1)	三鷹駅前中心市街地の活性化の促進	主要	①「三鷹駅前地区再開発基本計画」の改定と推進 ▶「第2部-第6 再開発の推進」参照
		主要	②三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業の推進 ▶「第2部-第6 再開発の推進」参照
		推進	③中央通り買物空間整備事業の推進 ▶「第2部-第6 再開発の推進」参照
		推進	④三鷹駅南口西側中央地区再開発事業共同ビル建設の支援 ▶「第2部-第6 再開発の推進」参照
(2)	駅前商業地区活性化の促進	主要	①三鷹台駅前周辺地区まちづくり推進地区整備方針の策定及び三鷹台駅前広場整備等の実施 ▶「第2部-第6 再開発の推進」参照

6 推進体制の整備

(1) 推進体制の整備	推進	①農商工・民学産公連携等、関係団体との協働の推進 ▶「第2部-第3 都市型産業の育成」参照
-------------	----	--

V 主要事業

1-(1)-① 「産業振興計画2022」の改定と推進

「産業振興計画2022」に基づき、市民生活に欠かすことのできない商店街を中心としたまちづくりの推進に努めます。市民が便利に買物できるような買物環境の整備、駅前再開発と連動した商店街の振興など、商業環境の整備を推進します。また、市内の魅力ある地域情報の発信、観光による地域活性化など、賑わいの創出に向けた取り組みを推進し、関係団体と連携、協働して商業振興を計画的に進めます。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
「産業振興計画2022」の改定と推進	策定、推進	推進	改定	推進	→		

1-(2)-① 「商店街の活性化及び商店街を中心としたまちづくりの推進に関する条例」に基づく施策の推進

商店会、商店会連合会、三鷹商工会、まちづくり三鷹、三鷹ネットワーク大学推進機構など関係団体が協働で実施するイベント事業や商店街の整備など、まちの活性化に向けた事業を支援します。また、商店会や商工会への加入促進の取り組みを支援するとともに、買物支援をはじめ、まちの安全安心、地域福祉、環境負荷低減への取り組みなど、商店街が担う地域のコミュニティ機能を活かしたまちづくりを推進します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
「商店街の活性化及び商店街を中心としたまちづくりの推進に関する条例」に基づく施策の推進	推進	推進	推進	→			


2-(1)-① 買物環境の整備

商店会が実施する定期的な市場の開催、商品の宅配や送迎サービスの実施、サロンの開設など、地域のニーズにふさわしい買物支援と商店街の賑わいづくりとなる事業を支援します。なお、事業の実施においては、モデル事業による検証を踏まえ、対象地域の拡大を図り、継続可能な実施方法について、買物支援事業本部を中心に検討します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
買物環境の整備	推進	モデル地区 13商店会	モデル地区の増 (1商店会)	モデル地区の増 (1商店会)	モデル地区の増 (1商店会)	モデル地区の増 (1商店会)	市内商店会全域での実施


2-(1)-② 経常的な地域商品券発行支援と連携した市内商業活性化

経常的な地域商品券発行について、三鷹商工会等と協働で検討を行うとともに、東京都等の補助金の調査など事業実施に伴う財源の確保等についても検討を進めます。また、地域商品券と連携した市内商業の活性化について検討を進めます。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
経常的な地域商品券発行支援と連携した市内商業活性化	実施	検討	検討				

2-(1)-③ 定期市（マルシェ）の拡充などによる商店街の賑わいづくりの推進

商店会に不足している業種を補う定期市（マルシェ）の開催等を支援し、商店街の賑わいづくりを推進し、市民が楽しんで買物ができる商店街づくりをめざします。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
定期市（マルシェ）の拡充などによる商店街の賑わいづくりの推進	推進	推進	推進				

VI 推進事業

2-(1)-④ 三鷹商工会・商店会連合会・商店会の活動・組織強化への支援

三鷹商工会、商店会連合会、商店会等が実施する会員増強策となる取り組みを支援し、組織率の向上を図り、関係団体の活動を促進します。

2-(1)-⑤ 空き店舗活用の推進

魅力ある商店街づくりのため、平成23年度に実施した空き店舗調査の結果を踏まえ、三鷹商工会等の関係団体と連携し、新規店舗や不足業種の誘致、イベント、観光、商店街等の情報発信や休憩、託児、ミニデイサービス等としても活用できるコミュニティサロンの設置などを検討します。また、空き店舗を活用した「みたかスペースあい」や「天文・科学情報スペース」の取り組みを支援し、検証します。

2-(1)-⑥ まちづくり推進地区の指定等による活性化の支援

連雀通り商店街地区など、まちづくり推進地区に指定され、商店街の活性化が整備方針として定められた地域について、地元商店会や関係団体と連携し、地域の実情に即した商店街の活性化策の検討を支援します。なお、道路の拡幅等を伴う地域については、必要な施設の整備についても検討し、商店街の活性化に取り組めます。

3-(1)-① 地域の商店街のバリアフリー化の推進

地域の身近な商店街として、すべての人々が安心して買物ができるように、歩道の拡幅や段差の改良に併せて、各店舗のバリアフリー化を誘導します。

4-(1)-① 商店会の法人化支援

商店会の組織経営の適正化を図り、金融機関による融資や多様な支援制度を活用できるように、商店会の法人化を支援します。

Ⅶ 関連個別計画

- 産業振興計画2022（第1次改定）
- 三鷹駅前地区再開発基本計画
- 土地利用総合計画2022（第1次改定）



天文科学情報スペース



まるごと夏祭り（三鷹産業プラザ）



商店街主催の盆踊り

第4 商業環境の整備

2 都市型観光の推進

I 基本的な考え方

● これまでの取り組みと課題

市内には市立アニメーション美術館（三鷹の森ジブリ美術館）、国立天文台等の観光資源があります。平成20年度に特定非営利活動法人として活動を開始したみたか都市観光協会を中心とし、三鷹駅前の観光案内所の運営の他、都市型観光の振興などさまざまな取り組みを推進してきました。平成25年度にはみたか都市観光協会内に「三鷹フィルムコミッション」を立ち上げ、ロケの誘致にも取り組んでいるところです。さらに、市民の主体性に基づく活動に対する支援を行い、市民参加の取り組みを進めてきました。また、三鷹駅前の外国語マップの作成等により、外国人訪問客に対してもやさしいまちづくりを推進しています。今後、みたか都市観光協会の

他、関係団体との連携を深め、都市型観光の推進をより強力に支援していく必要があります。

● 施策の方向

三鷹らしい都市型観光施策を進めるため、みたか都市観光協会や関係機関との協働により、市立アニメーション美術館、国立天文台等の地域資源を活用・情報発信し「住んでよし、訪れてよしのまち三鷹」の実現に向け、「おもてなし」の心に満ちた都市型観光を推進します。また、市民との協働による取り組みをより一層推進し、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催も見据え、外国人と市民が交流を楽しめる賑わいあるまちをめざします。

II まちづくり指標

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
観光案内所訪問者数	24,876人	28,265人	30,000人	32,000人

市の観光振興による地域活性化を示す指標です。(みたか都市観光協会)

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
市民協働者数	—	52人	60人	70人

観光振興に関する市民の活動状況を示す指標です。みたか都市観光協会の企画委員数、観光応援隊の登録人数の増加をめざし、観光振興に関する協働の振興をめざします。

Ⅲ 施策展開における協働と役割分担

● 市民、事業者・関係団体等の役割

- 市民、事業者は「おもてなし」の心をもって観光客への対応を図り、また訪れたいまちと感じていただけるように心がけます。
- みたか都市観光協会を中心とした関係団体は三鷹の魅力を積極的に発信していくとともに、更なる情報収集に努め、充実した観光情報の提供ができるように努めます。

● 市の役割

- 市はみたか都市観光協会の活動を支援し、他の関係団体とも連携を深め、都市型観光の推進に向けて支援を行います。

Ⅳ 施策・主な事業の体系

1 計画等の改定と推進

主要 主要事業 推進 推進事業

(1) 「産業振興計画2022」の改定と推進	主要	①「産業振興計画2022」の改定と推進 ▶「第2部-第4-1 商業環境の整備」参照
------------------------	----	--

2 都市型観光振興によるまちの活性化

(1) 都市型観光振興の推進	主要	①「観光に関する基本方針（仮称）」策定の検討
	主要	②みたか都市観光協会との連携・協働による観光の振興
	主要	③外国人観光客の回遊性の向上
	主要	④三鷹フィルムコミッションによるロケの誘致及び情報発信による地域活性化
	主要	⑤三鷹らしいコミュニティツーリズムの推進
	推進	⑥産業観光の推進 ▶「第2部-第3 都市型産業の育成」参照
		⑦姉妹友好市町村等との観光交流の推進
		⑧市立アニメーション美術館との連携の強化
		⑨ICT技術を活用した観光の振興
(2) 三鷹ブランドの創出・推進	主要	①地域資源の発掘、活用による三鷹ブランドの創出・推進


3 推進体制の整備

(1) 推進体制の整備	推進	①農商工・民学産公連携等、関係団体との協働の推進 ▶「第2部-第3 都市型産業の育成」参照
	推進	②みたか都市観光協会の運営基盤強化

V 主要事業


2-(1)-① 「観光に関する基本方針（仮称）」策定の検討

「住んでよし、訪れてよしのまち三鷹」の実現に向け、フィルムコミッション事業やホームページ、SNSなどによる三鷹の魅力の発信の他、市内の集客施設、イベント、産業、文化などさまざまな観光資源の活用、ジブリ美術館への来訪、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に三鷹を訪れる外国人との交流を活用したまちの賑わいづくりなど、市民との協働による観光まちづくりの指針となる「観光に関する基本方針（仮称）」を策定します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
「観光に関する基本方針 (仮称)」策定の検討	策定	検討	検討	策定			

2-(1)-② みたか都市観光協会との連携・協働による観光の振興


市立アニメーション美術館、国立天文台、商店街のイベント、市内で活躍する事業者の技術、歴史的意義や高い技術力を有する産業など、さまざまな観光資源を活用・情報発信し「住んでよし、訪れてよしのまち三鷹」の実現に向け、観光客が訪れたくなるような賑わいと魅力あふれる「おもてなし」の心に満ちた都市型観光を推進します。また、近隣自治体や交通事業者等と連携した広域的な観光ルートや観光資源の開発・PRによる観光振興を検討します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
みたか都市観光協会 との連携・協働による 観光の振興	推進	推進	推進				

2-(1)-③ 外国人観光客の回遊性の向上

市内にある三鷹の森ジブリ美術館は、年間約70万人の来館者のうち、約6万人が外国からの観光客です。また、市内には国際基督教大学（ICU）があるとともに、平成28年4月には外国語学部を含む杏林大学井の頭キャンパスが開設され、多くの外国人が在学・在勤することとなります。

こうした外国人観光客や在住・在勤・在活動外国籍市民などにとって、魅力的なまちづくりを推進するため、市内各種案内表示の多言語表示を図っていきます。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
外国人観光客の回遊 性の向上	推進	推進	推進				

2-(1)-④ 三鷹フィルムコミッションによるロケの誘致及び情報発信による地域活性化

平成25年度にみたか都市観光協会内に設置した三鷹フィルムコミッションの活動を支援し、ロケの誘致に積極的に取り組んでいくとともに、ホームページや他団体との連携による情報発信により地域活性化をめざします。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
三鷹フィルムコミッションによるロケの誘致及び情報発信による地域活性化	推進	設置	推進				

2-(1)-⑤ 三鷹らしいコミュニティツーリズムの推進

まち歩きを中心としたコミュニティツーリズムを推進することにより「三鷹らしい」都市型観光の振興を推進します。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、外国人観光客を含めた来街者への三鷹の魅力発信に取り組み、地域の活性化をめざします。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
三鷹らしいコミュニティツーリズムの推進	推進	推進	推進				

2-(2)-① 地域資源の発掘、活用による三鷹ブランドの創出・推進

まだ知られていない地域資源（観光資源、中小企業が持つ特色ある商品、サービス、高度な技術、製品）の発掘及び開発を推進し、付加価値の向上や販売促進に向けたアドバイス等、トータル的に支援を行う仕組みを検討します。また、三鷹のおみやげとして認定している「TAKA-1」の商品等を市内外へPRすることによって、「三鷹ブランド」としての周知を図り、三鷹のブランディングを推進します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
地域資源の発掘、活用による三鷹ブランドの創出・推進	推進	推進	推進				

VI 推進事業

3-(1)-② みたか都市観光協会の運営基盤強化

みたか都市観光協会の運営基盤の強化のため、事務所スペースの拡充など、活動の充実を図る方策について検討を進めます。

VII 関連個別計画

- 産業振興計画2022（第1次改定）

第5 消費生活の向上

I 基本的な考え方

● これまでの取り組みと課題

消費者を取り巻く環境は、一層厳しさを増し、加えて国際化、情報化、高齢化の波を受け、消費者が抱える問題も複雑かつ多様化しています。

市では、複雑かつ多様化、高額化している消費者被害に対応するため、消費者相談及び情報提供事業の充実に取り組むとともに、各年代層、特に高齢者と若者を対象とした消費者被害防止啓発活動を実施してきました。また、新たな取り組みとして、地域包括支援センター等と連携した高齢者の消費者被害を防止する体制の充実に取り組むとともに、消費者教育の充実を図るため、小学校へのお出前授業や地域包括支援センター等へのお出前講座を実施しています。さらに、市民の暮らしを守る会議の行動指針として、市民の消費生活に関する施策への新たな取り組みをまとめたアクションプログラムを策定しました。

今後も、国、東京都、消費者団体をはじめ、地域包括支援センターなどの関係機関と連携を図りながら、消費生活の安定と向上に向けた施策に取り組む必要があります。

市内の雇用環境は、上向きつつありますが、市民協働センターに設置した「わくわくサポート三鷹」による高齢者就業支援事業や幅広い世代に対応した就職支援セミナー、就職面接会などを実施し、市民

の雇用確保に向けた取り組みを推進しています。今後も、市民の生活の安定のため、創業支援も含めた雇用確保や、労働環境の改善を進めていくことが求められています。

● 施策の方向

適切かつ迅速な消費者相談に対応するため、PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）を活用した、相談体制の充実や情報提供事業を展開します。また、地域包括支援センターや高齢者関係部署等と連携して、高齢者の見守り環境の整備や消費者被害を防止する体制の充実に取り組むとともに、自立した「賢い消費者」を育成するため、児童から社会人に至るまでの体系的な消費者教育の充実を推進します。さらに、市民の暮らしを守る会議の新たな取り組みをまとめたアクションプログラムをもとに、市民の消費生活に関する施策に取り組みます。

雇用確保に向けては、ハローワーク三鷹、東京しごと財団などの関係団体との連携を深め、求職者の状況に応じた就業支援など、生活の安定に向けた取り組みを進めます。また、ワーク・ライフ・バランスの推進、勤労者福祉サービスセンター、多摩東部地域産業保健センターなどとの連携により、勤労者が安心して働ける環境づくりを推進します。

II まちづくり指標

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
消費者活動センターの利用者数	35,949人	35,691人	38,000人	40,000人

消費生活に関する市民の活動状況を示す指標です。セミナーなどの開催による消費者教育の充実や市民団体活動を積極的に支援し、消費者活動センター（地区公会堂含む。）の利用者数の向上を図ります。

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
高齢者就業支援事業・就職面接会の利用者（内定者）数	4,372人 (198人)	3,274人 (181人)	4,000人 (200人)	4,500人 (210人)

就職支援施策の成果等を示す指標です。関係団体等と連携し、求職者への就業機会の創出を図ります。利用者数は、高齢者就業支援事業「わくわくサポート三鷹」への就職相談者及び多様な働き方に関する相談者、就職面接会への来場者の合計人数です。

Ⅲ 施策展開における協働と役割分担

● 市民、事業者・関係団体等の役割

- 市民は、ライフステージにあわせた消費者啓発及び消費者教育から、必要な知識修得や情報を収集し、自主的かつ合理的に活動する「賢い消費者」となるよう努めます。
- 事業者は、消費者の権利尊重及び自立支援のため、公平な取引の確保や情報提供、苦情対応を行うとともに、消費者教育の推進に協力するよう努めます。
- 消費者団体や関係機関は、消費生活の安定と向上を図るさまざまな施策について連携を強化し、市民生活に有効な情報の提供や消費者教育の推進に協力するよう努めます。
- 市民は、就労に必要なスキルを自ら身につける努力をするとともに、セミナーや面接会に積極的に参加します。
- 事業者は、ワーク・ライフ・バランス等の取り組みを通して従業員の労働環境の向上に努めます。
- ハローワーク三鷹、東京しごと財団等の関係団体は市と連携し、求職者の状況に応じた就職支援の取り組みを推進します。

● 市の役割

- 市は、市民のくらしを守るため、消費者相談及び情報提供事業を実施します。
- 市は、ライフステージにあわせた消費者啓発及び消費者教育の充実を推進します。
- 市は、市民のくらしを守る会議や関係機関等と連携して、消費者被害防止に向けた啓発活動を積極的に実施します。
- 市は、雇用情勢の推移を見極め、ハローワーク三鷹、東京しごと財団などの就労支援団体と連携し、就職面接会・就職支援セミナーなどの就職支援に向けた取り組みを進めます。
- 市は、ワーク・ライフ・バランスや労働行政に関する情報提供を行い、市民・事業者の両者に対する啓発活動を行います。

Ⅳ 施策・主な事業の体系

1 相談体制・情報提供の充実

主要 主要事業 **推進** 推進事業

(1) 相談・情報提供事業の充実	主要	①消費者相談や情報提供事業の充実
	推進	②しごとの相談・情報提供の充実

2 消費者支援事業の充実

(1) 食品の安全性の確保	推進	①食品の安全性の確保
(2) 消費者の安全施策の拡充	推進	①消費者の安全施策の拡充
(3) 消費者活動の支援	主要	①買物環境の整備 ▶「第2部-第4-1 商業環境の整備」参照
		②消費者活動センターの充実
		③消費者団体活動の支援

3 消費者被害防止の推進

(1)	消費者啓発・消費者教育の充実	主要	①ライフステージにあわせた消費者啓発及び消費者教育の充実
		推進	②消費者被害防止キャンペーンの実施
(2)	消費者被害防止体制の充実	主要	①高齢者の消費者被害防止体制の充実
			②関係機関等との連携・協働の推進
(3)	消費者被害防止に関する施策の推進	主要	①市民のくらしを守る会議アクションプログラムの推進

4 就労支援の充実

(1)	就労支援の推進	主要	①就労支援団体との連携による就職面接会・就職支援セミナーの開催
		推進	②高齢者就業支援事業の推進
		推進	③障がい者の就労の推進 ▶「第5部-第3 障がい者福祉の充実」参照
		推進	④生活安定、自立支援の拡充 ▶「第6部-第2 子育て支援の充実」参照
			⑤多様な働き方への支援
(2)	新たな雇用の創出	主要	①「都市型産業誘致条例」に基づく企業誘致の推進 ▶「第2部-第3 都市型産業の育成」参照
		主要	②SOHOの起業・継続支援の拡充及びICT産業の育成 ▶「第2部-第3 都市型産業の育成」参照
		主要	③コミュニティ・ビジネス、ソーシャルビジネス、NPO活動の支援 ▶「第2部-第3 都市型産業の育成」参照

5 労働環境の改善と勤労者の生活の支援

(1)	勤労者の生活の安定と福利厚生者の充実	推進	①勤労者福祉サービスセンター事業の推進
		推進	②低所得者・離職者支援の実施 ▶「第5部-第4 生活支援の充実」参照
			③多摩東部地域産業保健センター事業との連携・推進
(2)	就労の場における男女平等の実現		①男女平等参画関連情報の市内事業者等への提供及び啓発の実施 ▶「第1部-第3 男女平等社会の実現」参照
(3)	企業の子育て支援推進への働きかけ		①企業の子育て支援への働きかけ ▶「第6部-第2 子育て支援の充実」参照
(4)	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための事業の推進	主要	①ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発事業等の実施 ▶「第1部-第3 男女平等社会の実現」参照
			②地域貢献・災害協力の取り組みへの支援 ▶「第2部-第3 都市型産業の育成」参照

6 推進体制の整備

(1)	連携・協働の推進	推進	①関係団体との連携・協働の推進
			②国・東京都等との連携・協働の推進

V 主要事業

1-(1)-① 消費者相談や情報提供事業の充実

複雑かつ高額化、多様化している消費者被害に対応するため、PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）を活用しながら、適切かつ迅速な相談体制の充実を図ります。情報提供の充実では、消費者相談事例をホームページや広報に掲載します。さらに、東京都などの関係機関が発行するパンフレット等を窓口、イベント会場、高齢者支援施設等で積極的に配布するとともに、三鷹市消費者活動センター運営協議会のホームページを活用することにより、消費者被害を未然に防止する情報提供事業を充実させます。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
消費者相談や情報提供事業の充実	運営協議会ホームページへのアクセス件数の増加	充実	1、 2 0 0 件	2、 4 0 0 件	3、 6 0 0 件	4、 8 0 0 件	増加

3-(1)-① ライフステージにあわせた消費者啓発及び消費者教育の充実

児童から社会人に至るまでの体系的な消費者教育の充実、特に悪質商法に狙われやすい若者や高齢者へ向けた出前授業や出前講座等を行うことにより、自立した「賢い消費者」を育成します。

また、高齢者を見守る側への消費者教育の充実を図るため、地域包括支援センター等の高齢者関係部署の他、町会、自治会、民生・児童委員、住民協議会、商店会等の地域に密着した団体等への拡充を図ります。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
ライフステージにあわせた消費者啓発及び消費者教育の充実	小学校へ出前授業等の拡充	充実	25 回	26 回	28 回	30 回	増加

3-(2)-① 高齢者の消費者被害防止体制の充実

高齢者を狙った悪質商法に対する被害を防止するため、地域包括支援センターや高齢者関係部署等と連携して、情報共有のあり方や仕組みを整えながら、高齢者の見守り環境の整備や消費者被害を防止する体制の充実を図ります。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
高齢者の消費者被害防止体制の充実	地域包括支援センター等との連携強化（連絡会等の開催）	充実	6 回	7 回	8 回	10 回	増加

3-(3)-① 市民のくらしを守る会議アクションプログラムの推進

市民のくらしを守る会議に関する具体的な取り組みをまとめた行動指針として策定したアクションプログラムに基づき、「各世代の消費者教育の充実」、「高齢者への積極的な見守り対策の強化」や「消費者月間等における消費者被害防止キャンペーンの実施」など、市民の消費生活に関する施策を推進します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
市民の暮らしを守る 会議アクションプロ グラムの推進	消費者被害防止 キャンペーンの 拡充	充実	4 回	8 回	10 回	維持	維持

4-(1)-① 就労支援団体との連携による就職面接会・就職支援セミナーの開催

ハローワーク三鷹、東京しごとセンター多摩などの就労支援団体との連携を深め、若年者から中高年までさまざまな年代に対応した就職面接会・就職支援セミナーを開催し、市民の就職機会の拡大や就職に向けたスキルアップを支援します。また、中高年者に対しては再就職活動等に関するセミナーを開催するなど、就労支援の充実を図ります。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
就労支援団体との連 携による就職面接 会・就職支援セミ ナーの開催	充実	充実	充 実	→			

VI 推進事業

1-(1)-② しごとの相談・情報提供の充実

三鷹産業プラザで毎月開催している就労・年金・内職など「しごと」に関する総合的な相談窓口を充実します。また、ハローワーク三鷹をはじめとする関係団体の就労支援の内容等を掲載した総合的な情報ガイドブックを作成し、就労希望者等への情報提供を行います。

2-(1)-① 食品の安全性の確保

食品産地偽装や賞味期限の改ざん、食の安全性（食品添加物・安定供給等を含む。）の対策を充実させるため、事業者の取り締まりの強化や表示の適正化を推進するよう、国や東京都と連携して取り組みます。また、食品表示・安全機能強化策として、消費者活動支援団体とともに食品（安全性等）に関するセミナーの開催を支援します。

2-(2)-① 消費者の安全施策の拡充

消費者安全法に基づく消費者事故等の情報を収集し、市のホームページや広報などにより市民に周知します。また、相談者から依頼される製品等の事故原因調査を関係機関に依頼・要請し、電化製品などの消費者事故防止に努めます。なお、安全対策に関する諸施策を実施するため、東京都と連携し、国（消費者庁等）や事業者に製品の安全対策等を要望します。

3-(1)-② 消費者被害防止キャンペーンの実施

市民の暮らしを守る会議の委員を中心として、市民、消費者団体、事業者等が協働して消費者月間等における消費者被害防止キャンペーンを実施することにより、消費者被害の防止や消費者啓発を推進します。

4-(1)-② 高齢者就業支援事業の推進

高齢者就業支援事業（わくわくサポート三鷹）における就職相談や事業所開拓の取り組みを推進し、高齢者の能力や経験を活用できる雇用機会の増加を図ります。

5-(1)-① 勤労者福祉サービスセンター事業の推進

勤労者福祉サービスセンターの運営を支援し、市内中小企業の事業主や勤労者、中小企業に勤務する市民の福利厚生充実、ワーク・ライフ・バランスの推進、勤労者が安心して働ける環境づくりを進めます。

6-(1)-① 関係団体との連携・協働の推進

消費者被害防止啓発や消費者教育の推進等を、消費者団体、市民団体などの関係団体と協働で実施する他、勤労者福祉サービスセンター・わくわくサポート三鷹・多摩東部地域産業保健センター等との連携を一層推進します。

VII 関連個別計画

- 産業振興計画2022（第1次改定）



就労準備支援事業の職業カウンセリング



消費者被害防止キャンペーン

第6 再開発の推進

I 基本的な考え方

● これまでの取り組みと課題

都市として一定の成熟期を迎えた三鷹市においては、持続可能な都市の創造に向けて、環境保全や経済性に配慮した都市構造・都市空間の「更新・再生」が必要になっていることから、公共施設の整備・再配置や耐震化、市有地の有効活用の他、市街地再開発事業や住宅・民間建築物における耐震化の促進など多様な取り組みを進めています。

三鷹中央防災公園・元気創造プラザについては、基本設計及び実施設計をとりまとめ、独立行政法人都市再生機構（以下、「UR都市機構」とする。）と連携を図り、平成25年10月から、建設工事に着手し、徹底した安全管理のもと、計画的に推進しています。

三鷹駅前地区の再開発については、「安全と安心のまちづくり」「都市の活性化」「良好な市街地の形成」「まちの個性の創出」という4つの基本的な視点に、バリアフリーのまちづくりや協働のまちづくりの視点を加味して取り組んできました。今後は、「環境に配慮したまちづくり」の視点を加えたうえで、景観づくりや回遊性の創出に向けた事業展開が図られるよう積極的に取り組んでいきます。現在、三鷹駅南口中央通り東地区（三鷹センター周辺・文化劇場跡地）の再開発の事業化に向けて、UR都市機構と連携して関係権利者を中心とした地元協議会において検討を進めています。また、中央通りモール化整備事業と区域内幹線道路第2期整備事業については、機能と役割を見直し、回遊性やにぎわいの創出、景観づくりに重点を置き、安全で快適な歩行空間の整備を進めることとします。また、当該再開発事業と連携して事業展開が図られるよう、関係

機関と連携し取り組んでいきます。一方で、三鷹台駅前周辺地区については、まちづくり条例に基づく「まちづくり推進地区」に指定していることから、市民との協働による「まちづくり推進地区整備方針」を策定し、それに基づく事業の推進を図ることが課題となっています。

● 施策の方向

「都市再生ビジョン」に基づいて平成22年3月に策定した「市民センター周辺地区整備基本プラン」を踏まえ、UR都市機構の防災公園街区整備事業を活用して、「三鷹中央防災公園・元気創造プラザ」の施設整備を行うとともに、周辺道路の無電柱化整備を進め、平成28年度末の完成をめざします。新施設の整備により、更新時期を迎えた公共施設の耐震・老朽化に対応し、さまざまな施設の複合化による市民サービスの向上を生み出すことで、「都市の質的向上」を図ります。また、新施設との効果的な機能連携が創出されるよう、市庁舎建替えプランの検討も進めます。

三鷹駅周辺のまちづくりについては、商業施設等の集積による地区のにぎわい拠点の整備とともに、円滑でだれにとっても安全な交通環境の整備や周辺環境へ配慮した駅前空間の面的なまちづくりに向け検討します。一方、三鷹台駅前周辺地区については、「まちづくり推進地区整備方針」の策定に取り組みます。

これらは、景観や環境への配慮、防災機能の向上に努め、国、東京都の助成制度の積極的な活用を図ることにより、高環境・高福祉のまちづくりの一層の推進を図るものとします。

Ⅱ まちづくり指標

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
「主要5事業」の達成状況 (着手・継続)	0件	1件 (⑤)	3件 (①②④)	4件 (①②③④)
「主要5事業」の達成状況 (完了)	0件	0件	2件 (④*⑤)	1件 (⑤)

「第2部-第6 再開発の推進」の施策体系における主要な5事業の達成状況を示す指標です。「主要5事業」とは①三鷹駅南口中央通り東地区再開発推進事業、②回遊性を生む道路環境整備事業、③中央通り買物空間整備事業（モデル区間）、④三鷹台駅前周辺地区まちづくり推進地区整備方針の策定及び三鷹台駅前広場整備等の実施、⑤三鷹中央防災公園・元気創造プラザ整備事業を指しています。

※整備方針の策定は、中期に完了します。

Ⅲ 施策展開における協働と役割分担

● 市民、事業者・関係団体等の役割

- 再開発事業における地元協議会は、事業化に向けた関係地権者の合意形成の中心的な役割を担います。
- まちづくり協議会は、住民発意によるまちづくり活動を進めることにより、良好な住環境の保全や商業の活性化など地域特性に応じたまちづくりを進めます。
- UR都市機構は、市に代わって国庫補助金を確保しながら「三鷹中央防災公園・元気創造プラザ」の整備を行います。

● 市の役割

- 市は、地元の地権者の合意形成の支援及び市街地再開発事業に向けた検討を進めます。
- 市は、三鷹駅南口中央通り東地区において、まちづくりや景観の観点から高度利用地区と市街地再開発事業に加えて、地区計画等の面的なまちづくりについて検討します。
- 市は、住民発意によるまちづくりに対して、まちづくり三鷹と連携しながら支援し、地域特性に応じた協働のまちづくりを推進します。
- 市は、市民の意見・要望を踏まえ、施設計画や完成後の施設の管理運営の検討を進めるとともに、整備事業の適切な進行管理を行います。

Ⅳ 施策・主な事業の体系

1 三鷹駅前エリア

● 主要 主要事業 ● 推進 推進事業

(1) 「三鷹駅前地区再開発基本計画」の改定と推進	● 主要	①「三鷹駅前地区再開発基本計画」の改定と推進
(2) 道路環境の整備	● 推進	①回遊性を生む道路環境整備事業の推進
(3) 商業環境の整備	● 主要	①中央通り買物空間整備事業の推進
(4) 再開発事業の推進	● 主要	①三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業の推進
(5) 建築物の協同化の支援	● 推進	①三鷹駅南口西側中央地区再開発事業共同ビル建設の支援

2 市民センターエリア

(1)	三鷹中央防災公園・元気創造プラザ整備事業の推進	主要	①三鷹中央防災公園・元気創造プラザ整備事業の推進
(2)	市庁舎の整備	主要	①市庁舎建替えプランの検討 ▶「第8部-第2 「21世紀型自治体」の実現と都市自治の確立」参照
		主要	②市民センター内の駐車場、駐輪場、和洋弓場整備
		主要	③上連雀分庁舎の整備 ▶「第8部-第2 「21世紀型自治体」の実現と都市自治の確立」参照

3 三鷹台駅前エリア

(1)	三鷹台駅前エリア	主要	①三鷹台駅前周辺地区まちづくり推進地区整備方針の策定及び三鷹台駅前広場整備等の実施
-----	----------	----	---

4 三鷹台団地エリア

(1)	三鷹台団地周辺の再開発		①三鷹台団地の建替えに伴う良好な住環境の誘導
			②三鷹台団地周辺の公共施設等の再配置

5 主要幹線沿道等と都市基盤の再生

(1)	主要幹線の整備に伴う誘導		①東八道路沿道の良好な地域環境の保全に向けた誘導
			②調布保谷線沿道の良好な地域環境の保全に向けた誘導
(2)	大規模集合住宅の再生・整備	推進	①UR都市機構・都営住宅等の建替えに伴う良好な住環境の誘導
(3)	橋梁の再生・整備	主要	①橋梁長寿命化修繕計画の推進 ▶「第3部-第1 安全で快適な道路の整備」参照
(4)	下水道施設の再生・整備	主要	①「下水道経営計画2022」の推進 ▶「第4部-第3 水循環の促進▶上下水道」参照
		主要	②「下水道再生計画」の推進 ▶「第4部-第3 水循環の促進▶上下水道」参照

6 再開発事業の推進


(1)	推進体制の整備		①市民参加の推進
			②まちづくり三鷹との連携の強化
			③UR都市機構との連携強化
(2)	民間活力の導入		①JR東日本との連携の強化
			②民間の資金や技術・知識を活用した都市再生の取り組みの推進
			③低未利用資産の処分・有効活用 ▶「第8部-第2 「21世紀型自治体」の実現と都市自治の確立」参照
(3)	国や東京都等の助成制度の活用		①補助金等の積極的な活用

V 主要事業

1-(1)-① 「三鷹駅前地区再開発基本計画」の改定と推進


三鷹駅前地区再開発の動向等を踏まえ、安全で快適な都市空間の創出と地域の活性化を図るため、平成17年10月に改定した「三鷹駅前地区再開発基本計画」を改定します。

改定にあたっては、これまでの「安全と安心のまちづくり」「都市の活性化」「良好な市街地の形成」「まちの個性の創出」という4つの基本的な視点に、「環境に配慮したまちづくり」の視点を加えたうえで、景観づくりや回遊性の創出に向けた、三鷹駅前再開発事業の展開が図られるよう積極的に取り組みます。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
「三鷹駅前地区再開発基本計画」の改定と推進	三鷹駅前再開発事業の推進	推進	改定検討	改定	推進		

1-(3)-① 中央通り買物空間整備事業の推進

中央通りの三鷹駅前交差点から下連雀三丁目30番先交差点までの間約350mについて、誰もが安心して買物や移動ができる歩行空間を確保し、魅力ある買物空間を創出していきます。整備にあたっては、関係団体・市民等と連携して地区計画等の活用により沿道の景観づくりを図りながら取り組みます。また、三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業により創出される歩行空間や壁面後退によるオープンスペースを活かし、一部モデル区間として快適な買物空間の確保及び回遊性の向上を図るよう整備を進めます。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
中央通り買物空間整備事業(モデル区間)の推進	買物空間の整備		検討				事業の推進

1-(4)-① 三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業の推進

文化劇場跡地を所有するUR都市機構との連携を強化し、三鷹駅南口エリアの核となり、当該地域及びその周辺地域の活性化を図るため、地元の合意形成の支援及び市街地再開発事業に向けた検討を進めます。

また、都市計画手続きについては、まちづくりや景観の観点から高度利用地区と市街地再開発事業に加えて、地区計画等の面的なまちづくりについて検討します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業の推進 (事業費：約6億8千万円)	再開発事業の推進	検討	用地取得	都市計画 手続き	都市計画 決定	事業認可	事業の推進

2-(1)-① 三鷹中央防災公園・元気創造プラザ整備事業の推進

2-(2)-② 市民センター内の駐車場、駐輪場、和洋弓場整備

市役所東側の東京多摩青果株式会社三鷹市場跡地を中心とした約2.0haの敷地に、UR都市機構の防災公園街区整備事業を活用して、三鷹中央防災公園、スポーツ施設とともに老朽化により耐震性に課題がある公共施設等(北野ハピネスセンター(幼児部門)、総合保健センター、福社会館、社会教育会館)を集約し、防災課など災害対策本部の核となる機能を加えた元気創造プラザを一体的に整備します。あわせて、防災機能の向上のため、敷地周辺道路の無電柱化整備を実施し、安全安心と市民サービスの向上をめざした防災拠点、元気創造拠点づくりを推進します。

なお、老朽化した市民センター内の体育館、福祉会館を解体し、その跡地に駐車場、駐輪場、和洋弓場を整備します。

集約対象施設跡地等については、周辺環境との調和や良好な住環境の確保、地区計画制度の活用等により、時機を捉え、本整備事業推進に向けた財源確保を図るため、売却を含めて利活用方策を検討します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
三鷹中央防災公園・元 気創造プラザの整備 (事業費：約72億1千万円)	整備・運営	整備	整備	→ 竣工	開設・ 運営	運営	→
敷地周辺道路無電柱 化整備 (事業費：約1億8千万円)	整備完了	整備	整備	→ 舗装工 事	→		
市民センター内の駐 車場、駐輪場、和洋 弓場整備 (事業費：約7億4千万円)	整備・運用	検討	検討	仮設 整備・ 設計 駐車場	整備	→	整備・運用
集約対象施設跡地等 の活用方策の検討 (事業費：約3億3千万円)	第一体育館、福 祉会館の跡地活 用	検討	検討	解体 設計	解体 工事	跡地 活用	→
	第二体育館の跡 地活用	検討	検討	→	→	→	解体設計・ 工事
	総合保健センター の活用・売却等	活用・売却等	検討	→	利 活用	解体 設計	解体工事・ 売却等
	社会教育会館の 売却等	検討	検討	解体 設計	解体 工事	売却 等	
	井口グラウンド の売却等	検討	検討	→	→	→	地区計画 測量調査 売却等

3-(1)-① 三鷹台駅前周辺地区まちづくり推進地区整備方針の策定及び三鷹台駅前広場整備等の実施

三鷹市の東部地区の玄関口にふさわしい都市空間を創出するため、安全で快適な歩行空間の確保や商業の活性化に配慮したまちづくり条例に基づく、三鷹台駅前周辺地区まちづくり推進地区整備方針の策定を行います。本方針は、都市計画道路3・4・10号の都市計画を変更し、地区計画等による面的なまちづくりへの展開を図ることをまちづくりの柱としたものであり、駅前広場のあり方や商業の活性化を踏まえた商業環境の拡充等について、関係地権者との合意形成を図るため、意見交換を実施し策定に取り組みます。

また、本整備方針に基づき、三鷹台駅前広場整備等に着手するなど、当該地区のまちづくりを推進します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
三鷹駅前周辺地区 まちづくり推進地区 整備方針の策定及び 三鷹駅前広場整備 等の実施 (事業費：約6億円)	地区整備方針の 策定及び駅前広 場整備等の実施	方針策定に向け た検討及び広場 整備用地の一部 確保	方 針 の 策 定 検 討	都 市 計 画 変 更 等 方 針 の 策 定	駅 前 広 場 整 備 等 の 実 施		

VI 推進事業

1-(2)-① 回遊性を生む道路環境整備事業の推進

三鷹駅南口地区の再開発整備に伴い発生集中する交通については、さくら通り・三鷹通り・連雀通り等の周辺道路のネットワークによる適切な誘導を図ることで円滑に処理します。これに伴い、おもに区域内の自動車の交通処理を目的としていた区域内幹線道路第2期整備事業は行わず、新たに既存の道路を活かして、回遊性を生む道路環境整備事業を進めます。これにより、安全な歩行空間の確保とネットワーク化を推進し、沿道ににぎわいと活力ある商業空間の演出と良好な景観づくりを誘導することで、三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業を拠点とした回遊性の向上をめざします。

1-(5)-① 三鷹駅南口西側中央地区再開発事業共同ビル建設の支援

三鷹駅南口西側中央地区では、民間主体での共同ビル建設に向け地権者が組合を発足し、事業推進に取り組んでいます。駐輪場の整備など、商業の活性化や市民生活の向上に寄与し、三鷹の玄関口にふさわしい共同ビルとなるよう、引き続き支援します。

5-(2)-① UR都市機構・都営住宅等の建替えに伴う良好な住環境の誘導

UR都市機構が関わる牟礼団地や都営住宅の建替え等の大規模開発において整備される道路や公園、福祉施設等の公共公益施設の設置については、まちづくり条例の環境配慮制度による周辺環境との調和をめざし、関係機関・団体と連携しながら良好な住環境の創設に向けた要請と誘導を行います。

VII 関連個別計画

- 市民センター周辺地区整備基本プラン
- 都市再生ビジョン
- 三鷹駅前地区再開発基本計画



三鷹中央防災公園・元気創造プラザのイメージ図